

広島県告示第六百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十五年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	司法書士法人アヴァンンス・リ ーガルサービス・グループ
委託した年月日 （委託期間）	住 所	大阪府中央区北浜二丁目二番 二二号 平成二十五年四月二日 （平成二十五年四月二日） 平成二十六年三月二日（